

平成26年第1回（5月）上牧町議会臨時会会議録

議 事 日 程

平成26年5月12日（月）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報第1号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第4 報第2号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第5 報第3号 専決処分報告について
平成25年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第6 議第1号 ごみ収集車（3tパッカー車）購入契約の締結について
- 第7 議第2号 消防ポンプ自動車（CD-1型）購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

第1から第7まで議事日程に同じ

- 追加日程第 8 議長の辞職の許可について
- 追加日程第 9 議長選挙について
- 追加日程第10 副議長の辞職の許可について
- 追加日程第11 副議長選挙について
- 追加日程第12 常任委員の選任について
- 追加日程第13 議会運営委員の選任について
- 追加日程第14 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について
- 追加日程第15 議席の変更について
- 追加日程第16 議員の派遣について
- 追加日程第17 災害に強いまちづくり特別委員の辞任について

追加日程第18 災害に強いまちづくり特別委員の選任について

出席議員（１２名）

１番	辻	誠	一	２番	長	岡	照	美
３番	堀	内	英	樹	４番	康	村	昌
５番	石	丸	典	子	６番	木	内	利
７番	東	充	洋	８番	吉	中	隆	昭
９番	芳	倉	利	次	１０番	服	部	公
１１番	吉	川	米	義	１２番	富	木	つや子

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	今	中	富	夫	副	町	長	田	中	一	夫
教	育	長	浅	井	正	溢	総	務	部	長	池	内
都市環境部長	西	山	義	憲	都市環境部理事	高	木	雄	一			
住民福祉部長	竹	島	正	貴	保健福祉センター館長	下	間	常	嗣			
水道部長	杵	本	和	敏	教	育	部	長	竹	島	正	智
政策調整課長	藤	岡	達	也	総	務	課	長	阪	本	正	人
税務課長	五	藤	博	行	環	境	課	長	田	中	雅	英
保険年金課長	木	村	博	行								

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	磯	部	敬	一	書	記	山	下	純	司
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（富木つや子） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成26年第1回上牧町議会臨時会を開会したいと思います。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○議長（富木つや子） これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（富木つや子） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

平成26年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりご参集をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号、報第2号、報第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告するものでございます。内容につきましては、報第1号は、地方税法の一部改正に伴う上牧町税条例の一部改正であります。報第2号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。報第3号につきましては、平成25年度上牧町一般会計補正予算（第5回）につきましては、20,000円を追加し歳入歳出予算の総額を121億5,329万8,000円とさせていただいております。歳入の

内容につきましては、まちづくり条例に基づく寄附金として20,000円の寄付をいただき増額するものでございます。基金繰入金では、庁舎耐震工事にかかる財源として公共施設整備基金から3,815万4,000円を取り崩し、財政調整基金を同額減額するものでございます。歳出の財産管理費につきましては、歳入での財源調整で財源を振替とするものでございます。

議第1号につきましては、ごみ収集車購入契約の締結でございます。

議第2号につきましては、消防ポンプ自動車購入契約の締結でございます。

以上のとおり案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重に審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（富木つや子） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内議会運営委員長。

（議会運営委員長 木内利雄 登壇）

○議会運営委員長（木内利雄） おはようございます。

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

去る5月8日午前10時より、委員全員出席のもと本日5月12日招集の平成26年第1回臨時議会について慎重に審議をいたしました。結果、会期は本日1日とし議案につきましては、委員会に付託をせず、本会議審議することと決しました。

以上、ご報告を申し上げます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（富木つや子） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（富木つや子） 日程第１、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、堀内議員、康村議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（富木つや子） 日程第２、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日と決定いたしました。

◇

◎報第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第３、報第１号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 報第１号 専決処分報告について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、報告し、承認を求める。

平成26年５月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 上牧町税条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

専第1号 専決処分書。上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日 上牧町長 今中富夫。

今回の税条例の一部を改正する条例案につきましては、まず、附則第6条の2及び第6条の3について、削除による条文の整備でございます。

次に、附則第8条で肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の延長に係る規定の条文整備でございます。

次に、附則第10条の2では、見出しを附則第15条第2項第1号に改め同条の2中については、固定資産税の課税標準の特例に係る規定の新設及び条ずれによる整備でございます。

次に、附則第10条の3第9項は、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の新設による条文の整備でございます。

次に、附則第17条の2では、優良住宅地の宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の延長に係る規定の条文整備でございます。

次に、附則第21条第1項では、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の読み替えによる整備でございます。

次に、附則第21条第2項については、削除による条文の整備でございます。

次に、附則第21条の2中で附則第41条第15項各号を、附則第41条第9項各号に改める整備でございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上が主な改正点でございます。ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

ただいま説明をいただきましたけれども、地方税法の一部改正に伴う上牧町の税条例の改正ということで、今回は、附則のところでの改正となっておりますけれども、今のご説明では大変分かりにくいでありますけれども、率直にお聞きいたしますが、上牧町住民にどのよ

うな影響がでるのか、それぞれ、削除という項目もありますけれども、その辺を観点にもう少し分かりやすく説明をいただけたらと思います。

○議長（富木つや子） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） 今回の税改正におきましては、住民の方には影響はございません。

○議長（富木つや子） 石丸議員。

○5番（石丸典子） そしたら、具体的な項目で1点お伺いいたしますけれども、附則の第10条の3の9の項目でありますけれども、これにおきましては耐震改修が行われた既存の建築物に係る固定資産税の減額措置が創設されるという項目にあたると思いますけれども、既に現行の税条例の第10条の3の6の項目でもこの内容とほぼ同じような内容の附則が既にうたわれておりますけれども、今回9の項目を新たに加えられるけれども、この耐震改修が行われた建物への減税措置の違いですね、6の項目と今回新たに加えられる9の項目との違いをご説明をお願いいたします。

○議長（富木つや子） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） ただいまの6の項目とおっしゃっておりますんですけれども、これにつきましては、10条の2の6項でございますでしょうか。

○議長（富木つや子） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 10条の3の6で、条例の中では入ってたと思うんですけれども。

○議長（富木つや子） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） おそらく10条の2の6項のことだと思うんですけど、これにつきましては、前年度の臨時議会等でご説明させていただきましたように協定相互の件でございます。この協定相互におきましては、奈良県で土地再生特別措置法に規定する管理協定の対象となる備蓄倉庫の指定のところで、今のところは1件もございません。おそらくこの10条の3の9におきましては、今回の改正内容におきましては、要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋の耐震改修が行われたものに対しての課する固定資産税の減額になっておりますので、当町におきまして今現在ございません。

○議長（富木つや子） 石丸議員。

○5番（石丸典子） そうしましたら、第10条の2に入ってるのか、ちょっとその辺が項目が数字が変わってきているのはちょっと訂正するところかも知れませんが、要は大規模建築物ということで、そこが違うということの理解ですか。

○議長（富木つや子） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） そのとおりです。

○議長（富木つや子） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 結構です。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 報第2号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 報第2号 専決処分について説明いたします。

専第2号 専決処分書。上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

平成26年3月31日 上牧町長 今中富夫。

内容について説明いたします。

今回の上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことにより、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正の内容でございますが、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の140,000円から160,000円とし、介護納付金課税額の限度額を現行の120,000円から140,000円とするものと、既定の整備、低所得者に係る保険税軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

この条例の適用につきましては、平成26年4月1日からとさせていただきます。

以上でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

今回の国民健康保険税条例の改正では、保険税の限度額の引き上げということで、後期高齢者支援金分と介護納付分それぞれ20,000円ずつで合計40,000円の引き上げで、これで国民健康保険税の最高限度額が810,000円ということで、かなりの負担となってまいります。

また、低所得者の所得のところでの基準も100,000円引きあがるということで、要は被保険者の負担増となる条例改正だと理解しているところですが、この限度額を支払うことになる対象となる被保険者はどのくらいかお分かりでしょうか。また、低所得者層の軽減のところ引き上げと、対象が狭くなるということになると思いますけれど、それぞれどのくらいの被保険者の方が対象となるのか分ければご説明お願いいたします。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 後期の分で、25年度ベースで申し上げますと後期支援金分で55世帯、それから介護納付金で15世帯が影響受けます。それから軽減でございますが、7割軽減が1,131世帯、1,755人、それから5割軽減が202世帯、547人、それから2割軽減が445世帯、

848人の影響でございます。

○議長（富木つや子） 石丸議員。

○5番（石丸典子） この条例改正が行われることによって、保険税の徴収への影響はどのように見込んでおられますか。影響はないと思われませんか。

○議長（富木つや子） 保険年金課長。

○保健年金課長（木村博行） 徴収につきましては、影響ないと思われませんか。

○議長（富木つや子） 石丸議員、よろしいですか。

○5番（石丸典子） はい。

○議長（富木つや子） ほかに質疑はございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第5、報第3号 専決処分報告について、平成25年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 報第3号 専決処分報告について。

平成25年度上牧町一般会計補正予算（第5回）については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求め

る。

平成26年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 平成25年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、説明いたします。

専第3号 専決処分書。平成25年度上牧町一般会計補正予算（第5回）については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日 上牧町長 今中富夫。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億5,329万8,000円とするものでございます。

説明書3ページの歳入、寄附金で寄附によるまちづくり条例に基づく寄附金といたしまして20,000円の寄附をいただき増額するものでございます。基金繰入金では、庁舎耐震工事に係る財源として、公共施設整備基金から3,815万4,000円を取り崩し、財政調整基金を同額、減額するものでございます。

4ページ、歳出の財産管理費につきましては、歳入での財源調整で財源振り替えとするものでございます。基金費では、20,000円をふるさとまちづくり基金に積み立てるものでございます。

以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

寄附によるまちづくり条例に基づく寄附が行われたということですが、金額20,000円ですが、これはお一人の方からかどうか、条例では、原則5,000円以上の寄附ということで最低額というのがうたわれていたと思いますが、その点からお伺いしたいと思います。

それとどういう事業への寄附かということのご説明と、あと、基金にこの寄附は現在積み立てられておりますけれども、今後どのような事業に使われるのか、目標額も含めてご説明をお願いいたします。

以上の点です。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） ただいまのご質問でございます。寄附者につきましては一人でございます。内容につきましては、未来を担う子供たちを育成する事業ということで、寄附のほうをいただいております。

それと将来的にはどうなのかというふうな話なんですけど、これにつきましては、3月議会でも東議員の方からいろいろこの条例につきまして、寄附の条例につきましていろいろ質問等していただいたわけでありましたが、町としましてもできるだけこの寄附をしていただきたいというふうには考えておるわけでありましたが、金額につきましては、今のところどれぐらいかというのはちょっと分からないと思います。

以上でございます。

○5番（石丸典子） はい、わかりました。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第6、議第1号 ごみ収集車（3tパッカー車）購入契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第1号 ごみ収集車（3 t パッカー車）購入契約の締結について。

ごみ収集車（3 t パッカー車）購入契約について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成26年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

記。1. 件名、ごみ収集車（3 t パッカー車）購入。2. 納入期間、契約の日から平成26年9月30日まで。3. 購入金額、785万1,600円。うち消費税及び地方消費税額58万1,600円。4. 契約の相手方、奈良県天理市嘉幡町578番地の1、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店 支店長 俵 智綱。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 議第1号 ごみ収集車（3 t パッカー車）購入契約の締結について、説明いたします。

内容につきましては、平成12年度に購入いたしましたごみ収集車（3 t パッカー車）が、長年の使用により傷みがひどく、収集業務に支障を来しておりますことから、今回新しく3 t パッカー車を購入するものでございます。

パッカー車につきましては、平成23年度、24年度、25年度に各1台ずつ購入しております。今回の3 t パッカー車購入をもちまして、4台すべてを購入計画どおり購入したということでございます。

議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

堀内議員。

○3番（堀内英樹） 3番、堀内です。

入札方法と入札の経緯、内容について説明をお願いします。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 入札の方法につきましては、指名競争入札でございます。指名業者につきましては、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店、奈良トヨタ自動車株式会社香芝店、奈良日野自動車株式会社、日産プリンス奈良販売株式会社、以上4社でございます。

それに伴いまして、入札の金額でございます。入札金額は、いすゞ自動車近畿株式会社につきましては727万円です。奈良日野自動車株式会社につきましては816万9,520円です。それと奈良トヨタ自動車株式会社及び日産プリンス奈良販売株式会社につきましては辞退をされました。

以上でございます。

○3番（堀内英樹） 結構です。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第7、議第2号 消防ポンプ自動車（CD－1型）購入契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第2号 消防ポンプ自動車（CD－1型）購入契約の締結について。

消防ポンプ自動車（CD－1型）購入契約について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年5月12日提出 上牧町長 今中富夫。

記。1. 件名、消防ポンプ自動車（CD－1型）購入。2. 納入期間、契約の日から平成26年8月23日まで。3. 購入金額、1,533万6,000円。うち消費税及び地方消費税額113万6,000円。4. 契約の相手方、大阪府大阪市生野区小路東5丁目5番20号、株式会社モリタ大阪支店 支店長 平田隆吉。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第2号 消防ポンプ自動車（CD－1型）購入契約の締結について、ご説明いたします。

内容につきましては、平成6年に購入いたしましたポンプ車で、20年が経過をいたしております。中長期財政計画の中での予定年度での消防ポンプ自動車を購入するものでございます。

議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

堀内議員。

○3番（堀内英樹） 3番、堀内です。

消防ポンプ自動車購入契約の締結についてが、議題でございますが、入札方法それから入札の経緯、内容について説明をお願いします。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 入札方法につきましては、指名競争入札でございます。指名業者につきましては、株式会社赤尾大阪営業所、有限会社奈良トーハツ、株式会社モリタ大阪支店、日本機械工業株式会社大阪営業所、小川ポンプ工業株式会社、以上5社でございます。入札金額につきましては、株式会社モリタ大阪支店につきましては1,420万円です。日本機械工業株式会社大阪営業所につきましては1,442万円です。小川ポンプ工業株式会社につきましては1,459万円です。有限会社トーハツにつきましては1,478万円です。株式会社赤尾大阪営業所につきましては1,485万円です。

以上でございます。

○3番（堀内英樹） 結構です。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

芳倉議員。

○9番（芳倉利次） さきのパツッカー車の自動車の会社につきましては、いすゞ自動車とありますが、この消防車の自動車ですね、車両、車両はいったいどこの、トヨタの車両かいすゞの車両かこれはモリタが勝手に決めるわけですか。ポンプ屋さんの名前はあるけど自動車の名前はないですね、会社の。これはどこの自動車の会社が使われるんですか。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） メーカーにつきましては、特殊車両なんで、消防ポンプ車というのは。ですから仕様書を出させておりますので、仕様書に基づいて製造してもらうというふうな形になります。

○議長（富木つや子） 芳倉議員。

○9番（芳倉利次） ポンプは確かにモリタか知らんけどね、その乗せる車両はどこの車両かということを知っているわけね、モリタが自動車つくってるんですか。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） えー、つくっております。

（発言する者あり）

○議長（富木つや子） 暫時、休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（富木つや子） それでは、再開いたします。

総務課長。

○総務課長（阪本正人） 車両につきましては、限定しておりませんので、ですから先ほど一番最初に申し上げましたように、仕様書に基づいて製造していただくというふうな形になります。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

辻議員。

○1番（辻 誠一） 1番、辻です。

消防ポンプ自動車に関しまして、3つほどお聞きします。

1 目ですね、8 月末ぐらいに納車されるんですが、現在の調子悪いのは、古いのは除却ということですか。1 点ね。もう廃車になると思うんですが。

それからもう 1 点、予算でございますが、当初予算では小型のポンプもあわせてね、2,134 万 1,000 円だったかな、上がってますね、合計で。当初この予算、CD-1 に対しては当初予算いくらであったのか、これが 2 点目。

3 点目はですね、この 8 月になりますと各分隊ごとに消防自動車それぞれ何台になるんか、大小、まあ軽もあわしましてね、種別別にね、本部、第 1 分隊から順番に数字がお手元にあれば教えてください。なければあとでいただいて結構です。

以上、3 点です。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 今回の消防ポンプ自動車 CD-1 型につきましては、廃車をさせていただきます新たにこの購入するということでございます。

これにつきましては、当初予算では 1,620 万円、その残り 500 万円十万円が小型ポンプ車の軽四輪駆動の消防車両として予算計上させていただいております。それと台数でございますが、本部指令車 1 台、第 1 北 1 下牧になるわけですが、これにつきましては消防ポンプ自動車 CD-1 型、第 1 北 2 片岡台、これにつきましては軽四輪駆動、今は消防指令車。軽四輪駆動消防デッキバン 1 台でございます。それと第 2 西 1 北上牧、消防ポンプ自動車 1 型、それと第 2 西 2 服部台、これにつきましては今消防指令車でございますが、中長期財政計画で計画しております軽四輪駆動消防車に変更を考えております。それと第 3 東 1 新町、これにつきましては消防ポンプ自動車 CD-1 型、第 3 東 2 三軒屋、これにつきましては今年度予算で計画しております軽四輪駆動消防車でございます。それと第 4 南 1 南上牧、これにつきましては軽四輪駆動消防車、それと第 4 南 2 五軒屋、これにつきましては消防ポンプ自動車 CD-1 型でございます。それと女性消防団の松里園につきましては、小型動力ポンプ付車両 B 2 9 を 1 台でございます。合計でいきますと 11 台でございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1 番（辻 誠一） 今、各分隊ごとに車種を教えていただいて、台数がはっきり読み取れなかった、合計 11 というんだけど、この 2 台あるとこはどこどこですか。たいがい皆 1 台ずつなんですね。どこが 2 台あるのかな、こっちの役場のほうですかね。あるいはこの分隊ごとに 1 台ずつなんですか。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 分隊ごとに1台ずつでございます。ですけど、今北上牧のほうに小型が1台あるんですが、これは今年度10月に廃車予定を考えております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） そうしましたら、分かります。もう1台はどこに置いてあるんでしたっけ。11台のうち北上牧が2台ということで。これもう1台。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 本部、役場でございます。

○1番（辻 誠一） 役場ね、はい、結構です。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

服部議員。

○10番（服部公英） 今の質問の中の関連してるんですけども、北上牧の消防自動車、軽トラックの消防自動車、10月に廃車の予定でいうように答弁いただいたんですけども、その決定についてはどういう経緯から決定になってるのでしょうか。廃車決定理由。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 以前、2年ぐらい前だったと思うんですが、お話を聞いてる中では、ですから本部役員会の中で、こういうふうな形で計画をしていこうというお話があったと思います。ですから北上牧の小型車につきましては、廃車する年度がきた時点で廃車というふうにはお話のほうは聞いております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 私、いま分団長おまして2年目になるので、詳しい内容は知りませんが、火事場に行くのに1台目が出たあとに分団員が駆けつけてその現場に行くのにその残っている小さい消防車両で行くことが多々あります。結構まだまだ使い道があるのに、なんで廃車にしてしまうのかなと。安価な修理でまだまだ使えるように思うんですけども、その点については、総務部長はどのように考えておられますか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） ただいま総務課長のほうから経緯の部分につきましては、説明をさせていただきました。一応まあ本部役員会の中で協議をされて決定をされたという部分でございますので、今、服部議員のおっしゃる部分もその部分の中で、移動という部分の中でこの小型のポンプ車が必要という部分につきましては、またそういう会議の中でそういう上申があったというふうな説明をさせていただきまして、また協議をしていただいたらなとは思

っております。

○10番（服部公英） はい、結構です。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○副議長（辻 誠一） 再開いたします。

議長、富木つや子君から、議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに、ご異議
ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題といたします。

（12番 富木つや子 退場）

◇

◎議長の辞職の許可について

○副議長（辻 誠一） 追加日程第 8、議長の辞職許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（磯部敬一） 平成26年 5 月12日。

上牧町議会副議長、辻誠一殿。

上牧町議会議長、富木つや子。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（辻 誠一） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

富木君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、富木君の議長辞職を許可することと決しました。

富木君、入場願います。

（1 2 番 富木つや子 入場）

○副議長（辻 誠一） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 9 として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 9 として議題といたします。

◇

◎議長選挙について

○副議長（辻 誠一） 追加日程第 9、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と言う者あり)

○副議長(辻 誠一) 投票という声が上がりましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(辻 誠一) ただいまの出席議員は、12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に長岡議員、木内議員、芳倉議員の3名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

白票は無効といたします。

用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

○副議長(辻 誠一) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(辻 誠一) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(辻 誠一) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番の方から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長(辻 誠一) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(辻 誠一) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○副議長(辻 誠一) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。有効投票のうち、服部議員 6 票、吉中議員 4 票、東議員 2 票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は、3 票であります。よって、服部議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(辻 誠一) ただいま議長に当選されました服部議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

議長に当選されました服部議員より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(10 番 服部公英 登壇)

○10 番(服部公英) 皆さん、こんにちは。今回、議長に当選させていただきました服部でございます。長い間、議員をやっておりますが、議長にさせていただくのは初めてでございます。皆さんの協力があるからこそやっていけるとお思いますので、私自身も初心にかえったつもりで、頑張って参りますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

(拍手)

○副議長(辻 誠一) 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長(服部公英) 再開いたします。

副議長、辻 誠一君から副議長辞職願が提出をされております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として議題といたします。

辻君の退場を願います。

(1番 辻 誠一 退場)

◇

◎副議長の辞職の許可について

○議長(服部公英) 追加日程第10、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長(磯部敬一) 平成26年5月12日。

上牧町議会議長、服部公英殿。

上牧町議会副議長、辻 誠一。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いします。

○議長(服部公英) 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

辻君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、辻君の副議長辞職を許可することに決しました。

辻君、入場願います。

(1番 辻 誠一 入場)

○議長(服部公英) ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として議題といたします。



◎副議長選挙について

○議長（服部公英） 追加日程第11、副議長の選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票で」と言う者あり）

○議長（服部公英） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（服部公英） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に富木議員、吉川議員、東議員の3名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

白票は無効といたします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○議長（服部公英） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（服部公英） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番の方から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長(服部公英) 投票漏れはございませんか。

(「投票漏れなし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(服部公英) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。有効投票のうち、康村議員7票、石丸議員5票。

以上のとおりでございます。

この選挙における法定得票数は、3票であります。よって、康村議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(服部公英) ただいま副議長に当選されました康村議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました康村議員より、副議長当選受諾並びに就任の挨拶をお願いします。

(4番 康村 昌史 登壇)

○4番(康村昌史) 康村です。本日は、副議長に選んでいただき本当にありがとうございます。今後は、議長を補佐して議会改革に取り組んでいきたいと思っております。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長(服部公英) 康村君が副議長当選を承諾されました。どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩といたします。全協で議席番号と各委員会の構成を決めますので、それ終わり次第再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは休憩に入ります。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 55 分

○議長（服部公英） 再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となりますので、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第12として議題といたします。



◎常任委員の選任について

○議長（服部公英） 追加日程第12、常任委員の選任について。

常任委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員の選任につきましては、議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のために申し添えます。

総務建設常任委員に、富木議員、堀内議員、吉中議員、吉川議員、東議員、服部議員、以上6名を、文教厚生常任委員に、長岡議員、辻議員、石丸議員、木内議員、芳倉議員、康村

議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。

ただいま各常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表をさせていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員の任期が満了となりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として議題といたします。



◎議会運営委員の選任について

○議長（服部公英） 追加日程第13、議会運営委員の選任について。

議会運営委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任につきましては、議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条第2項に規定されておりますので、念のために申し添えます。

議会運営委員に富木議員、辻議員、東議員、木内議員、芳倉議員、堀内議員、以上6名を選任いたします。

ただいま議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員会におかれましては、委員

長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表をさせていただきます。

この際、広報委員会及び議会改革検討委員会につきましても、他の委員会同様選任いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、広報委員及び議会改革検討委員の選任につきましては、議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。広報委員に、長岡議員、石丸議員、富木議員、堀内議員、辻議員、吉中議員、以上6名を選任いたします。

議会改革検討委員会に、堀内議員、辻議員、芳倉議員、富木議員、康村議員、東議員、長岡議員、以上7名を選任いたします。

ただいま選任いたしました広報委員会、議会改革検討委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表をさせていただきます。

○議長（服部公英） 先ほど選任いたしました常任委員会、議会運営委員会、広報委員会、議会改革検討委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、発表をいたします。

総務建設委員会委員長、富木議員、副委員長、吉中議員。文教厚生委員会委員長、辻議員、副委員長、石丸議員。議会運営委員会委員長、東議員、副委員長、芳倉議員。広報委員会委員長、石丸議員、副委員長、辻議員。議会改革検討委員会委員長、堀内議員、副委員長、富木議員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も継続をして調査したいとの申し出があります。この申し出を日程に追加し、追加日程第14とし

て議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長(服部公英) 追加日程第14、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も調査が終了するまで継続をして調査したいとの申し出があります。この申し出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申し出どおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第15として議題といたします。

————— ◇ —————

◎議席の変更について

○議長(服部公英) 追加日程第15、議席の変更について、これを議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

1番、康村議員、2番、長岡議員、3番、辻議員、4番、富木議員、5番、石丸議員、6番、堀内議員、7番、吉中議員、8番、木内議員、9番、芳倉議員、10番、吉川議員、11番、東議員、12番、服部議員、以上のとおり、変更いたします。

なお、本臨時会は、ただいまお座りの議席のままいたします。次期議会までに、事務局の方で名札の差し替えをお願いいたします。

お諮りいたします。

議員の派遣について、日程に追加し、追加日程第16とし、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について日程に追加し、追加日程第16として議題といたします。



◎議員の派遣について

○議長(服部公英) 追加日程第16、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。会議規則第73条、第119条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市等また研修会等に町議会議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、本件については、当町議会議員を派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

それでは、副議長とここで交代をいたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 0時08分

○副議長（康村昌史） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま服部君から、災害に強いまちづくり特別委員を辞任したいとの申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第17として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（康村昌史） ご異議なしと認めます。

したがって、服部君の災害に強いまちづくり特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定いたしました。



◎災害に強いまちづくり特別委員の辞任について

○副議長（康村昌史） 追加日程第17、災害に強いまちづくり特別委員の辞任について、これを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、服部君の退場を求めます。

（10番 服部公英 退場）

○副議長（康村昌史） 服部君から、災害に強いまちづくり特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件を、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（康村昌史） ご異議なしと認めます。

したがって、服部君の災害に強いまちづくり特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

服部君、入場願います。

（10番 服部公英 入場）

○副議長（康村昌史） お諮りいたします。

ただいま、服部議員の辞任により、災害に強いまちづくり特別委員が1名欠員となりました。この際、災害に強いまちづくり特別委員1名を選任したいと思います。

災害に強いまちづくり特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第18として議題としたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(康村昌史) ご異議なしと認めます。

したがって、災害に強いまちづくり特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第18として議題とすることに決定いたしました。



◎災害に強いまちづくり特別委員の選任について

○副議長(康村昌史) 追加日程第18、災害に強いまちづくり特別委員の選任について、これを議題といたします。

災害に強いまちづくり特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、富木議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(康村昌史) ご異議なしと認めます。

したがって、富木議員が災害に強いまちづくり特別委員に選任されました。
それでは暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 0時12分

○議長(服部公英) 再開いたします。



◎閉会の宣告

○議長（服部公英） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

————— ◇ —————

◎町長のあいさつ

○町長（今中富夫） 全議案、承認、議決をいただきましてありがとうございます。

本日は議長、以下役員そしてそれぞれの委員会の委員の選任が行われました。新しく任命されました方々については、これからも上牧町発展のためにご尽力いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

これからまた梅雨の時季に入って、何かと体調も変わる時期かなというふうに思いますが、皆様方につきましては、健康に留意をいただきまして、これから上牧町の行政がますます推進できますよう引き続きご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

————— ◇ —————

○議長（服部公英） これをもちまして、平成26年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旧 議 長 富 木 つ や 子

新 議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 堀 内 英 樹

署 名 議 員 康 村 昌 史